

令和元年 9 月 藤枝市議会定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

令和元年 10 月 3 日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案 8 件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、認第 4 号「平成 3 0 年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」のうち、本委員会に分割付託された費目について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、認第 6 号「平成 3 0 年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第 5 6 号議案「令和元年度藤枝市一般会計補正予算（第 3 号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について、申し上げます。

初めに「8 款 5 項 4 目、公園事業費中、

総合運動公園維持管理費について、「J 2 ライセンスに必要なスタジアム基準について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今後必要な主な基準として、「照度 1, 500 ルクス以上の照明」、「独立したドーピングコントロール室の設置」、「10, 000 席以上の固定席」、「大型映像装置」、

「全座席を屋根で覆うこと」が挙げられる。「照明の改修」

と「ドーピングコントロール室の設置」については今年度内に対応予定である。残りの3つについては、特例措置として3年間の猶予が認められている。」という答弁がありました。

次に「10款4項8目、文化財保護費中、
田中城跡史跡管理費^{じょうせきしせき}について、「冠木門^{かぶきもん}について、前回の改修が平成8年であったことを考慮した上で、今回の改修ではどれくらいの期間、維持を図ろうと考えるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「防腐剤等の使用も踏まえながら、適正に管理し、前回の改修時から今回までの期間を超える期間を維持できるように考えている。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第58号議案「令和元年度藤枝市土地取得特別会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案「成年被後見人^{ひこうけんじん}等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条

例の整理に関する条例」について、申し上げます。

特に報告いたす質疑もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第61号議案「藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第62号議案「藤枝市消防団条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第63号議案「藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに「法改正による市民のメリットについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「旧姓での本人証明が取得できることにより、旧姓の時期に交わした契約や開設した銀行口座などが名義変更することなく継続して利用できる。」という答弁がありました。

次に「法改正についてどのように市民に周知するか伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「窓口や広報ふじえだ等で周知を図っていく」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。